

教行信證流傳史の一節

橋 川 正

教行信證文類の流傳特にその傳授について氣づいたことを少し述べて見たい。このことに關しては既に鷲尾教導、住田智見兩師の發表があるから(註)それらに重複することは全て避けておかう。而して傳授の史料としては天文五年三月の記録といはれる教行信證傳授記録や、天正八年に書かれた本願寺作法之次第即ち實悟記の記載が最も古い時代に屬するものとして知られて居ることを記憶からよび起しておかう。和歌の方面に於いて古今集傳授といふやうなことが重大な出來事として世間から認められるやうになつたのは、室町時代以後であるが、他の諸道に於ても傳授さか祕傳といふやうなことが、重んぜられた。本願寺に於ける教行信證も正しくこの時代風潮の影響を受けて、みだりに披讀することは許されなかつた。今日のやうな印刷術の進歩した自由解放の時代からは殆んど考へられぬ事

實であるが、然し應仁大亂の後典籍の影を絶つた時代に於てはかくの如き祕傳傳授によつて、漸くその命脈を保つたのであるかと思へば、聊かこの事實に對して恩惠の感を感じずには居られぬ。和歌をはじめとして茶湯生花の祕傳には随分噴飯に堪へぬやうな事柄もあるが、教行信證の傳授は勿論それらの祕傳とは全くその内容を異にして居て、一宗の根本聖典の相傳事實である點に於ては襟を正して嚴かにその沿革を思惟せねばならぬであらう。

最近余は本願寺證如上人の日録なる天文日記(原本は本派本願寺に藏す)を通覽したのであるが、同日記は天文五年より同二十三年に至る前後十九年に亘り、記載甚だ詳細を極めて居るから當時の本願寺内外の形勢の變遷を窺ふべき恰好の史料たると共に、その寺内六町の如きは大阪市制沿革の上にも有力なる光明を投げひいては室町時代の末期所謂群雄割據の戰國の日本を雄辯に物語る極めて貴重なる活資料といはねばならぬ。

この日記の中にはからず教行信證傳授の事實三例を見出したから、順次その本文を紹介して所見の一端を述

へるこゝにしよう。

先づ天文六年二月二十九日の條に

一、飛州照蓮寺此間教行信證讀たきよし申ッ。仍唯

今又望申間、此方申には此疏聊事に不^レ 免事に候

へ共馳走共に候間免するよし申出候、使上野也

一、照蓮寺本疏讀誦事免候、忝由申て百正禮し候。

とある。飛州照蓮寺とは現に高山町の大谷派別院となつてゐる寺で、この寺の坊主が教行信證を讀みたいと申し出た。然しこれは容易には免許しないのであるが、今までの功勞もあるからそれに免じて拜讀を許可されることとなつた。「此疏」といふのは、さすがに禪宗文學の盛んであつた時代であるから、禪疏に准じて教行信證を「此疏」と呼んだのであらう。「本疏」は後の例から考へて「本書」の意味である。これによつて「御本書」といふ名の古い由來を知ることが出来る。本典といふ稱呼は江戸時代に入つてから起つたものである。又百正の禮といふのは、束修料として證如上人の手許に差出した志で、傳授記録にいふ所謂師匠への布施ではない。

右の記事に引き續いて左の如きものを見る。

一、照蓮寺よみ候本疏、自今日左衛門督ニ習候。御堂うしろの座敷にて也(三月二日の條)

一、飛驒國照蓮寺本疏今朝令拜讀畢。就其爲禮五

百正持參候(四月十一日の條)。

即ち習讀の場所は本願寺の御堂後座敷であるが、實悟記に近年は御堂で傳授せられるやうになつたといふのさよく一致する。但し傳授記録にはこの記事の前年の法式を載せて居るのであるが、日記の記事で見ると同法式にて「一、相傳之間ハ九字之間、カリ天井コモニテハリ師匠上檀ノ方ニナリ弟子向座ニ座シ申候」といふやうな嚴重な儀式に準じたやうには見えぬ。第一場所が後座敷と九字之間(九字名號の掛つて居る本堂の表餘間)との相違があるから、傳授記録に載せる所を疑へば疑へぬことがない。次に相傳習讀に要する時日であるが、傳授記録には「一、相傳之日月、百日休日者別書ノゴトシ」とあるけれども、日記で見ると三月二日から四月十一日まで約四十日しか要して居らぬ。これ又記録の法式と相違して居るから、果して天

文五年に傳へるが如き法式が規定されたかぎうかは益益疑はしくなつて來る。而して又上人の手許へ差出した拜讀の禮金は法式に黃金一枚白小袖二樽肴を弟子から師匠へ布施するといふのきは全く別であることも注意せねばならぬ。五百疋ははざれ程に當るか當時の物貨の時價さ少し比較して見るに、天文日記に現はれる所を拾ふて杉原十帖三十疋、茶一袋三十疋、太刀代二百疋、馬代三百疋、さいふやうな標準を得て、普通太刀一口代馬一頭代の贈答に匹敵することを知るこゝが出来る。兎に角前後會して六百疋を差し出したのである。この外に弟子から師匠への所謂布施があつた譯であらう。

次に天文二十一年正月二十二日の條に

一、本書拜讀事、四五日以前望候間免之衆、明覺寺光德寺、性誓、了誓、光永寺、端坊是ハ五ヶ年以前より申之

此六人也

一、本書免之衆百疋ツ、五人致禮(タニ百疋致禮也)光永寺ハ平野へ

行之由也。

次は六人が拜讀を申し出で前例と同じく先づ百疋つ

つ献納した、六人の中性誓、了誓は明かでないがその他は何れも大阪にあつた寺院である。年代の明確を闕くが粟津家所藏の記録の中に、同時代を覺しき一帖の末寺の名を列記したものがあつたが、その大阪の部の下を見るに定專坊、光永寺、光德寺、祐光寺、明覺寺、端坊、東坊、盛光寺、蓮光寺、正春、定龍、超願寺の名が出てゐて、前記の三寺一坊の名を悉くこの中に見出すこゝが出来た。又平野は今の平野郷町であらう。次いで三月八日の條に

一、本書各被讀果之間、爲禮三百疋願證寺、百疋宮内卿、百疋明覺寺、百疋光德寺、貳百疋三番了誓、百疋光永寺、貳百疋端坊此分也。

こゝあつて、正月二十二日から約五十日の時日を費して讀了したこゝが判る。願證寺、宮内卿の名が新しく出てゐるが、前の性誓が宮内卿と同人だますれば、願證寺だけが増えた譯である。途中から拜讀の仲間入りをしたのもあらうか。願證寺は前に引いた末寺帳に光善寺、願證寺、願得寺と見えて居るもので、一門の寺院であらう。

次には同二十三年三月二十二日の條に、

一、就本書拜讀各有禮、光善寺實立貳百疋ナシホ式部卿賢勝百疋、顯證寺證淳三百疋、興正寺證秀五百疋、橋立眞宗寺願誓貳百疋以上五人也。二月九日十日比より讀_ミ初之也。

この度は一門の人々が多い。光善寺、顯證寺、興正寺皆然りである。ナシホ式部卿は攝津有馬郡名塩の教行寺であらうか、なほ調べる必要があらう。橋立眞宗寺は堺の眞宗寺に區別するためであらうが、何處の寺であるか明かでない。要するにこの度も前後約四十日を費して居るに過ぎない。

天文日記に見るごころは以上舉げた三例に留るが、これを概括するご左の如くである。

一、教行信證の讀誦に前後四十日乃至五十日を要したごころ。

二、場所は御堂の後座敷で行つたごころ（但し後の二例では不明）。

三、讀誦希望者は、本願寺主に申し出でその許可を受けねばならなかつたごころ。

四、讀誦の許可を受けた場合には先づ寺主に通例百疋の束修料を納めたごころ。

五、讀誦終了に當つてはその志又はその地位に應じて百疋乃至五百疋の禮金を納めたごころ。

從つて讀誦はその名通りのもので單に素讀に過ぎなかつたであらう。江戸初期の傳授に就いて記し居る故實條々録の第三十四條に「讀切以上三十度五日二日ッ三十餘ケ日ノ間」云々といつてゐるが、ましてその以前の時代に於ては今の學校のやうに毎日一定の時間をこれに宛てた譯でもなからうから、その間には闕ける日もあつて四十日乃至五十日かゝつたのであらう。それが江戸時代になつて、やゝ形式的固定する代りに以前ごは多少確かになつて五日に一日つゝの休みを置いて一月餘りで讀了するごころが出来たのであらう。つまりまらぬごいへばつまらぬごころであるが、開版以前に於ける教行信證流傳の一節ごとして、確實な史料を得てそのまゝうち捨て、置くのも惜しい氣がしたのでこれを綴つて見た。

（註）鴛尾教導師、傳授私考、六條學報一一七號（明治四十

四年七月)

住田智見師、教行信證拜讀の沿革及研究の用意に就て

無盡燈二一七號(大正三年四月)

(大正十二年十一月十七日稿)

東本願寺所藏教行 信證延書のこと

日下 無倫

一

予はさきに本誌第三卷第二號(昨年四月發行)に於て「教行信證延書古寫本の研究」を題する未定稿をかかけ、大方の叱正を仰いだのであるが、今こゝなりては多少あき足らない所もあり、補綴したい箇所もあるから「延書」に關する研究は、いづれ近い中に再び項を改めて發表したく思つてゐる。そのなか、現存古寫本中最古に屬する稀品として、東本願寺内事局所藏の一本を特に注意しておいたが、今は是の一本に關してのみ多少の修正補足を施したのである。そして原稿を切

の當日に際してあわたしくペンを取つた。

二

東本願寺本は合計十九帖の粘葉綴から成立つてゐる各帖の標紙には、それぞれ外題文字(題簽)を、その左隅に「釋源覺」の三文字を、本文と同一筆にてかゝれてある。そうして信卷三末中には左の奥書がある。

貞和二歲丙二月二十八日^{時正}第四日

右文中の時正は春秋二季彼岸の中日の事で、今は二月があるから春彼岸であることは申すまでもない。「二月二十八日^{時正}第四日」があるから、これより推測すると、貞和二年の春季彼岸の中日は、正しく二月二十五日であつて、その第四日即ち二十八日の意味である。前號に於ては「時まさに」の意味に誤解して二十五日から起筆したものと早合點して書いたが、今はさうでないことを改めて茲に訂正しておく。

三

本書が南北朝初期貞和二年(紀元二〇〇六)の書寫にかゝる眞本なる事は、紙質墨書に徴して歴然たるもので、今更論するまでもないが、しかし、此れが果して源